

大分県報

令和七年
七月三日
（五〇）

（木曜日）

目次

選挙管理委員会告示

選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）……………一
参議院大分県選出議員選挙において選挙運動に従事する者に対し支給することができる実費弁償の最高額等……………二
参議院大分県選出議員選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額……………二

選挙長告示

参議院大分県選出議員選挙における選挙会の選挙立会人として届出のあつた者が十人を超えるとき等のくじを行う場所及び日時……………二
参議院大分県選出議員選挙において選挙会の選挙立会人が定まった後同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人が三人以上となったときのくじを行う場所及び日時……………二

選挙分会長告示

参議院比例代表選出議員選挙における大分県選挙分会の選挙立会人として届出のあつた者が十人を超えるとき等のくじを行う場所及び日時……………三

○選挙管理委員会告示

大分県選挙管理委員会告示第三十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十

十一年法律第六十二号）第八条の規定による令和七年七月二日現在で大分県議会議員及び大分県知事の選挙権を有する者（以下「選挙権を有する者」という。）の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和七年七月三日

大分県選挙管理委員会委員長 千野博之

一 地方自治法第七十四条及び第七十五条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 一八、五九九人
二 地方自治法第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八十条の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）……………二一六、二四二人

三 地方自治法第八十条の規定による大分県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）……………

大分市	一三二、二一五人
別府市	三一、〇九二人
中津市	二二、三〇六人
日田市	一七、〇三三人
佐伯市	一八、六四四人
臼杵市	一〇、〇九二人
津久見市	四、四六四人
竹田市	五、五一一人

- 豊後高田市 五、九三二人
- 杵 築 市 七、五六三人
- 宇 佐 市 一四、五七七人
- 豊後大野市 九、二九五八
- 由 布 市 九、三三八八
- 国東市・姫島村 七、八一二人
- 日 出 町 七、七六二人
- 九重町・玖珠町 六、三四九人

大分県選挙管理委員会告示第三十二号

令和七年七月二十日執行の参議院大分県選出議員選挙において、選挙運動に従事する者に
 対し支給することができる実費弁償の最高額、選挙運動のために使用する労働者に対し支給
 することができる報酬及び実費弁償の最高額並びに選挙運動に従事する者（公職選挙法（昭
 和二十五年法律第百号）第百九十七条の二第二項の規定により報酬を支給することができる
 者に限る。）に対し支給することができる報酬の最高額を次のとおり定めた。

令和七年七月三日

大分県選挙管理委員会委員長 千 野 博 之

- 一 選挙運動に従事する者一人に対し支給することができる実費弁償の額
 - 1 鉄道賃 鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
 - 2 船 賃 水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
 - 3 航空賃 航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
 - 4 車 賃 陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について、路程に応じた実費額
 - 5 宿泊料（食事料二食分を含む。） 一夜につき二万三千円
 - 6 弁当料 一食につき千五百円、一日につき四千五百円
 - 7 茶菓料 一日につき千円
- 二 選挙運動のために使用する労働者一人に対し支給することができる報酬の額
 - 1 基本日額 一万円
 - 2 超過勤務手当 一日につき二の一の額の五割
- 三 選挙運動のために使用する労働者一人に対し支給することができる実費弁償の額
 - 1 鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃 それぞれ一の1から4までに掲げる額
 - 2 宿泊料（食事料を除く。） 一夜につき二万円
- 四 選挙運動に従事する者（公職選挙法第百九十七条の二第二項の規定により報酬を支給す

ることができる者に限る。）一人に対し支給することができる報酬の額

- 1 選挙運動のために使用する事務員 一日につき一万五千円
- 2 専ら選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用
する者 一日につき二万円
- 3 専ら手話通訳のために使用する者 一日につき二万円
- 4 専ら要約筆記のために使用する者 一日につき二万円

大分県選挙管理委員会告示第三十三号

令和七年七月二十日執行の参議院大分県選出議員選挙における選挙運動に関する支出金額
 の制限額は、次のとおりである。

令和七年七月三日

大分県選挙管理委員会委員長 千 野 博 之

三五、七八九、二〇〇円

○選挙長告示

参議院大分県選出議員選挙選挙長告示第一号

令和七年七月二十日執行の参議院大分県選出議員選挙における選挙会の選挙立会人として
 届出のあった者が十人を超えるとき、又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届
 出に係る者が三人以上あるときのくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

令和七年七月三日

参議院大分県選出議員選挙選挙長 千 野 博 之

一 場所 大分市大手町三丁目一番一号

大分県庁舎本館五階 大分県選挙管理委員会室

二 日時 令和七年七月十八日十時

参議院大分県選出議員選挙選挙長告示第二号

令和七年七月二十日執行の参議院大分県選出議員選挙において選挙会の選挙立会人が定ま
 った後、同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人が三人以上と
 なったときのくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

令和七年七月三日

参議院大分県選出議員選挙選挙長 千 野 博 之

一 場所 大分市大手町三丁目一番一号
大分県庁舎本館五階 大分県選挙管理委員会室
二 日時 令和七年七月二十二日十時

○選挙分会長告示

参議院比例代表選出議員選挙大分県選挙分会長告示第一号

令和七年七月二十日執行の参議院比例代表選出議員選挙における大分県選挙分会の選挙立
会人として届出のあった者が十人を超えるときのくじを行う場所及び日時は、次のとおりで
ある。

令和七年七月三日

参議院比例代表選出議員選挙大分県選挙分会長 山 本 章 子

一 場所 大分市大手町三丁目一番一号

大分県庁舎本館五階 大分県選挙管理委員会室

二 日時 令和七年七月十八日十時三十分